

平成25年11月定例会

議案説明資料 予算に関する説明書

(平成25年度11月補正予算関係)

文化観光局

トータルコストについて

トータルコストは、事業ごとに事業費と人件費を一体としたコストを表します。あくまで、費用対効果を判断するための参考表記ですので、職員定数と厳密には一致していません。

また、人役については、表示単位未満四捨五入で表示しており、結果が0.0人役となるものについては、人件費を0としています。

平成25年11月定例会 議案説明資料目次

文化観光局

【予算関係】

(一般会計)

議案番号	件 名	課 名	頁
第 1 号	平成25年度鳥取県一般会計補正予算		
	1 補正予算説明資料	(総括表)	1
		文化政策課	2
		観光政策課	3
		国際観光推進課	6
		まんが王国官房	7
	2 歳入歳出事項別明細書	/	9
	3 節の明細	/	12
	4 繰越明許費に関する調書	文化政策課	13
	5 債務負担行為に関する調書	観光政策課 他	14

【予算関係以外】

議案番号	件 名	課 名	頁
第12号	鳥取県手数料徴収条例の一部改正について	交流推進課	15
第16号	公の施設の指定管理者の指定（鳥取県立県民文化会館（とりぎん文化会館））について	文化政策課	17
第17号	公の施設の指定管理者の指定（鳥取県立童謡館）について		22
第18号	公の施設の指定管理者の指定（鳥取県立米子コンベンションセンター）について		27
第19号	公の施設の指定管理者の指定（鳥取県立夢みなとタワー）について		32

議案第1号

議案説明資料総括表

文化観光局（単位：千円）

課名	補正前の額	補正額	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
文化政策課	1,575,903	28,439	1,604,342				28,439	
国際観光推進課	360,704	5,840	366,544				5,840	
まんが王国官房	306,310	10,000	316,310			10,000		
文化観光局 計	3,057,997	44,279	3,102,276			10,000	34,279	
<p>説明</p> <ul style="list-style-type: none"> ・鳥取県立県民文化会館等施設整備事業 28,439千円 ・〔債務負担行為〕とっとり観光新時代：観光情報提供事業 — ・〔債務負担行為〕「ぐるっと山陰」誘客促進事業 — ・〔債務負担行為〕とっとり観光新時代・宿泊促進WEB対策事業 — ・世界へ打って出る“とっとり”国際観光推進事業（外国人観光客誘致推進事業） 5,840千円 ・まんが王国発ソフトパワー事業 10,000千円 ・〔債務負担行為〕まんが王国発ソフトパワー事業 — 								

平成25年度 一般会計補正予算説明資料

2款 総務費

2項 企画費

文化政策課 (内線: 7839)

2目 計画調査費

(単位: 千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
鳥取県立県民文化会館等施設整備事業	37,656	28,439	66,095				28,439	
トータルコスト	42,422	29,233	71,655	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.6人	0.1人	0.7人	トイレ改修に係る委託・工事発注				
工程表の政策目標(指標)	県民が芸術・文化を発表する場や鑑賞する機会を拡充							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

県民文化会館(とりぎん文化会館)は、平成5年の開館後、バリアフリー化のため音声誘導装置やハートフル駐車場の設置等の施設改修を順次実施してきたところであるが、平成26年7月より同館をメイン会場として「第14回全国障がい者芸術・文化祭とっとり大会」が開催される予定であることから、高齢者や障がいのある方にも安心して施設を利用していただけるようトイレの改修工事を行う。

2 主な事業内容

項目	金額	概要
実施設計	1,772千円	当該改修工事に係る設計を行う。
改修工事	26,667千円	梨花ホール1階の和式トイレの洋式化及び手すり設置に係る工事を行う。

平成25年度 一般会計補正予算説明資料

7款 商工費

3項 観光費

1目 観光費

観光政策課（内線：7239）

（単位：千円）

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
〔債務負担行為〕 とっとり観光新時代：観光情報提供事業	47,965	〔債務負担行為額〕 0	〔債務負担行為額〕 47,965				〔債務負担行為額〕 0	
トータルコスト	59,881	0	59,881	（補正に係る主な業務内容）				
従事する職員数	1.5人	0人	1.5人	マスコミへの情報提供、取材受入等				
工程表の政策目標（指標）	マスコミへの露出アップや観光キャンペーンの展開等により、本県の知名度向上を図る。							
事業内容の説明								
<p>1 事業の目的・概要</p> <p>「とっとりグリーンウェイブ」の取り組みや「山陰大周遊」の提案などの効果によって回復しつつある観光入込客数を維持し、スカイマーク就航（成田、茨城、神戸）やANA増便などの誘客に向けた追い風を確実に今後の観光誘客につなげるため、テレビ番組・雑誌等の媒体を通じて、本県ならではの観光の魅力を県外へ発信する。</p> <p>なお、平成26年度当初からの円滑な情報発信を行うため、パブリシティ業務委託の受託者を平成25年度中に決定する必要があることから、債務負担を設定するものである。</p>								
<p>2 主な事業内容</p> <p>＜旅行者誘客のためのパブリシティ業務委託＞</p> <p>テレビ番組を中心に本県の観光情報を県外に発信するため、公募型プロポーザル方式で業務の受託者を決定し、年度当初から切れ目のない誘客活動に取り組む。</p> <p>（スケジュール）</p> <p style="margin-left: 40px;">平成26年1月上旬～2月上旬 公募期間</p> <p style="margin-left: 80px;">2月中旬 プレゼンテーション実施、業者決定、露出内容調整、契約</p> <p style="margin-left: 40px;">4月上旬～ 随時、観光情報を発信</p>								
<p>3 これまでの取組状況、改善点</p> <p>平成26年度は「出雲大社平成の大遷宮」の反動や消費増税による観光需要の落ち込みが想定されることから、その影響をカバーするため、スカイマーク就航や整備が進む高速道路網などのアクセス向上と魅力的な観光素材とを組み合わせた効果的な情報発信を年度当初から行うことが必要。</p>								

平成25年度 一般会計補正予算説明資料

7 款 商工費

3 項 観光費

1 目 観光費

観光政策課 (内線: 7239)

(単位: 千円)

事業名	補正前	補正	計	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
[債務負担行為] 「ぐるっと山陰」 誘客促進事業	30,000	[債務負担 行為額 20,000] 0	[債務負担 行為額 20,000] 30,000				[債務負担 行為額 20,000] 0	
トータルコスト	30,000	0	30,000	(補正に係る主な業務内容) 補助金交付事務				
従事する職員数	0人	0人	0人					
工程表の政策目標(指標)	マスコミへの露出アップや観光キャンペーンの展開等により、本県の知名度向上を図る。							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

「とっとりグリーンウェイブ」の取り組みや「山陰大周遊」の提案などの効果によって回復しつつある観光入込客数を維持し、高速自動車道開通による山陰へのアクセス向上を積極的にPRして新たな観光需要を掘り起こしていくため、鳥取県内での宿泊を伴う団体バスツアーに対するバス代支援や旅行商品造成支援に取り組む。

なお、大手旅行会社は3ヶ月以上前から旅行商品の造成に取りかかるため、来年度上期の商品造成につなげるため、債務負担を設定するものである。

2 主な事業内容

(1) バス代支援

- ① 事業費 15,000千円(補助金) [平成26年度債務負担行為]
- ② 事業内容 鳥取県観光連盟のプロモーター(県外本部駐在)を活用した、県外旅行会社へのバス旅行商品造成の働きかけ(バス1台当たり30千円程度を想定)
- ③ 事業期間(予定) 12月下旬(募集開始)～平成27年3月31日

【補助金概要】

交付対象者	鳥取県観光連盟
補助対象経費	支援条件を満たす旅行会社がツアー催行した場合の経費支援
補助率、限度額	10/10 15,000千円(定額)

(2) 旅行商品造成支援

- ① 事業費 5,000千円(補助金) [平成26年度債務負担行為]
- ② 事業内容 鳥取県観光連盟のプロモーターを活用した、県外旅行会社への旅行商品造成の働きかけ(旅行商品造成1件あたり500千円程度を想定)
- ③ 事業期間(予定) 12月下旬～平成26年12月31日

【補助金概要】

交付対象者	鳥取県観光連盟
補助対象経費	支援条件を満たす旅行会社が旅行商品造成した場合の経費支援
補助率、限度額	10/10 5,000千円(定額)

3 これまでの取組状況、改善点

平成25年度に取り組んだバス代助成では、これまでにバス803台(誘客人数:30,333人)分の活用申請があり、大きな誘客効果を示している。平成26年度は「出雲大社平成の大遷宮」の反動や消費増税による観光需要の落ち込みが想定されることから、その影響をカバーするため、特にバスツアーが盛んな中京圏や関西圏での営業活動を積極的に行う必要がある。

平成25年度 一般会計補正予算説明資料

7款 商工費
3項 観光費
1目 観光費

観光政策課（内線：7239）

（単位：千円）

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
〔債務負担行為〕 とっとり観光新時代・宿泊促進WEB 対策事業	18,500	〔債務負担 行為額 6,500〕 0	〔債務負担 行為額 6,500〕 18,500				〔債務負担 行為額 6,500〕 0	
トータルコスト	19,294	0	19,294	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	0.1人	0人	0.1人	補助対象者との連絡調整、補助金交付事務				
工程表の政策目標(指標)	マスコミへの露出アップや観光キャンペーンの展開等により、本県の知名度向上を図る。							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

「とっとりグリーンウェイブ」の取り組みや「山陰大周遊」の提案などの効果によって回復しつつある観光入込客数を維持するとともに、スカイマーク就航（成田、茨城、神戸）やANA増便などの誘客に向けた追い風を確実に今後の観光誘客につなげるため、個人旅行者向けの対策として、大手宿泊予約サイトを活用したキャンペーンの取組を支援する。なお、大手宿泊予約サイト側との調整を経て、春休みからのキャンペーン展開を行うため、債務負担を設定するものである。

2 主な事業内容

(1) 事業内容

鳥取県旅館ホテル生活衛生同業組合が行う宿泊予約サイトを活用した情報発信及び誘客対策を支援

【補助金概要】

交付対象者	鳥取県旅館ホテル生活衛生同業組合
補助対象経費	個人向け大手宿泊予約サイト（3サイト）上で、旬の観光素材等を紹介する「鳥取県特集ページ」や特設ページに誘導する「バナー」を掲載する経費
補助率、限度額	10/10 6,500千円（定額）

(2) 事業期間

平成26年3月下旬から平成26年5月上旬まで

3 これまでの取組状況、改善点

平成26年度は「出雲大社平成の大遷宮」の反動や消費増税による観光需要の落ち込みが想定されることから、その影響をカバーするため、鳥取県らしい観光素材、スカイマーク就航や高速道路開通によるアクセス向上などを効果的にPRし、誘客につなげる必要がある。

※宿泊予約サイト

目的地の旅館、ホテルなど宿泊施設の予約や価格比較、宿泊施設近隣の情報などが簡単に入手できるインターネット上のサイト（楽天トラベル、じゃらんnet、るるぶトラベルなど）

平成25年度 一般会計補正予算説明資料

7款 商工費

3項 観光費

国際観光推進課 (内線: 7310)

1目 観光費

(単位: 千円)

事業名	補正前	補正	計	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
世界へ打って出る “とっとり”国際観光推進事業(外国人観光客誘致推進事業)	122,808	5,840	128,648				5,840	
トータルコスト	142,668	5,840	148,508	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	2.5人	0.0人	2.5人	受入環境の整備、広報ツールの制作				
工程表の政策目標(指標)	外国人観光客の誘致及び受入環境の整備							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

本年7月～8月の香港～米子間連続チャーター便受入における「おもてなし」が香港観光客に高く評価されたことから、こうした取組を韓国・台湾・タイなどに拡大するとともに、本県の食や文化を積極的にPRし、個人客やリピーターの増加を図る。

2 主な事業内容

(単位: 千円)

内 容	予算額
1. 冬季の食のみやこ鳥取県PR ①食のみやこ鳥取ガイドブックの韓国語版制作(10,000部) ②県内の水(記念ラベル・ペットボトル)の作成・配布 (チャーター便来客用1,000本) ③冬季の鳥取の食文化(餅つき)や果物(いちご、柿)のPR活動 支援(農産物直売所での試食販売等)	5,040
2. 空港・駅等での歓迎対応 チャーター便や成田空港乗り継ぎ等による来県客への空港等での着ぐるみ歓迎、記念品配布	800
合 計	5,840

3 これまでの取組状況、改善点

- ・香港連続チャーター便実績(平成25年7月～8月)
運航便数 22便 乗客数 3,283名 平均搭乗率 86.8%
- ・今後のチャーター便運航予定(平成26年1月～3月)
運航便数 4便程度

平成25年度 一般会計補正予算説明資料

7款 商工費
3項 観光費
1目 観光費

まんが王国官房(内線:7801)
(単位:千円)

事業名	補正前	補正	計	財源内訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
〔債務負担行為〕 まんが王国発 ソフトパワー事業	306,310	〔債務負担行為額〕 10,000	〔債務負担行為額〕 37,000 316,310			(基金繰入金) 〔債務負担行為額〕 37,000 10,000		
トータルコスト	353,974	10,000	363,974	(補正に係る主な業務内容)				
従事する職員数	6人	0人	6人	著作権者等との調整、広報宣伝用制作物作成				
工程表の政策目標(指標)	まんが・アニメ等を活用した新たな魅力づくり							

事業内容の説明

1 事業の目的・概要

- ・これまで、「国際まんが博」、「まんが博・乙」のイベント開催により、まんが王国とつとりを国内外に大きく情報発信したり、まんがを活用したまちづくりを進めている。
- ・こうした中、水木しげるロードなど鬼太郎のふるさと鳥取は国内外に広く認知されているが、「名探偵コナン」は、国内外で人気があるにも関わらず、鳥取との繋がりが認知されていないのが現状。
- ・平成26年度に「名探偵コナン」が週刊サンデーに掲載されてから20年を迎える機会を捉え、これまで築かれた小学館との繋がりを活用し、国内外に「名探偵コナンのふるさと鳥取県」を大きく情報発信する。
- ・なお、早期に著作権者等に事業内容を提案し許諾を経て事業着手、広報宣伝を来年春から展開するため、債務負担を設定するとともに、今年度必要となる経費を補正するものである。

2 主な事業内容

(1) 「名探偵コナン謎解きラリー」

「名探偵コナン」を活用し、小学館等と連携した「鳥取県オリジナルの謎解きラリー」を開催し、国内外に大きく情報発信するとともに、外国人観光客も含めて県内周遊を促進する。

【事業概要】(案)

ラリー開催時期	平成26年7月～9月(平成26年3月頃から広報宣伝を開始)
謎解きポイント	県内全域(水木しげるロード、青山剛昌ふるさと館、白壁土蔵群、砂の美術館、コナンラッピング列車等)及び週刊少年サンデー誌面等 *謎解きポイント毎に設定された「コナンからの謎」を解き、全てのポイントを回ると最後の謎が解決する。
賞品	・ポイント毎の正解者に地域限定コナングッズ ・全ての謎解き正解者には、抽選で名探偵コナン賞
広報宣伝	○日本人向け 週刊少年サンデー、ビッグコミック等小学館と連携した雑誌掲載、JR情報誌掲載、ホームページ、県外イベント等 ○外国人向け 海外旅行会社へのプロモーション、海外イベント等でのPR ○謎解きポイント設置の「コナンパネル」でのクチコミ拡散

【必要経費】

債務負担行為額(平成26年度)	27,000千円
平成25年11月補正額	10,000千円
総事業費	37,000千円

*平成25年11月補正額は、宝探し企画業務、広報業務、オリジナル商品開発に要する経費で、平成26年1月から事業着手、平成26年3月上旬には、広報宣伝を開始する予定。

(2) 「名探偵コナンまつりV012」

名探偵コナンの声優、アーティストが一堂に会する参加型イベント「名探偵コナンまつりV012」を市町村等と連携して実施する。

【事業概要】(案)

開催時期	平成26年8月
開催場所	県中部地域
内容	・名探偵コナンに登場するキャラクターの声優のトークショー及びテーマソングの歌手によるコンサート及び参加型イベント ・青山剛昌ふるさと館PRブース、中部市町村PRブースも設置予定

【必要経費】

債務負担行為額(平成26年度) 10,000千円

*平成26年1月から企画協議、出演者への依頼等を行い、平成26年3月上旬には、(1)「名探偵コナン謎解きラリー」の広報宣伝と併せてPRを開始する予定。

(参考)「名探偵コナンまつりV011」

開催時期:平成25年8月24日(土)

開催場所:倉吉未来中心

来場者数:1,500人(県外40%・県内60%)

[元老院国づくり構想について]

○本年度、知識と経験を持つ有識者による「まんが王国とっとり元老院」を設置し、「まんが王国とっとり国づくりチャレンジプラン(仮称)」の策定を進めている。

《国づくりの方向性》

次の3つのアプローチをもって、取りまとめていく予定。

- ① 文化振興・観光振興
- ② 人間形成・産業育成
- ③ 交流推進・相互理解

《元老院での意見(抄)》

- ・将来の「まんが王国」のイメージを描き、その夢に到達するには何をすべきか整理して取り組むべき。「まんがですから」と開き直って壮大な夢を描いてよい。
- ・必ずしもまんがを目的にしている一般観光客に対するアプローチは、漫画愛好家に対するものとは異なる。温泉などの観光資源にまんがを使い県全体をアピールしてはどうか。
- ・県は、既存のまんが関連施設の取組を支援するとともに、地道であっても、まんがに親しめるようなイベントを実施すべき。
- ・まんが表現は、子育て王国や食のみやこにも活用していくべき。まんが王国官房として、商談会の開催で県内クリエイターとの橋渡しを行うなど、部局横断的な連携に留意してほしい。

平成25年度11月補正予算歳入歳出事項別明細書(文化観光局)

(単位:千円)

款項目	2款 総務費								
				うち文化観光局					
	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後	2項 企画費		
節	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後
1 報酬	498,010		498,010	60,749		60,749	60,749		60,749
2 給料	2,887,560		2,887,560	110,430		110,430	110,430		110,430
3 職員手当等	4,351,497		4,351,497	55,650		55,650	55,650		55,650
4 共済費	1,126,864		1,126,864	49,449		49,449	49,449		49,449
5 災害補償費	500		500						
6 恩給及び退職年金	28,690		28,690						
7 賃金	33,195		33,195						
8 報償費	271,223	1,160	272,383	9,555		9,555	9,555		9,555
9 旅費	227,458	264	227,722	35,701		35,701	35,701		35,701
費用弁償	18,022		18,022	5,061		5,061	5,061		5,061
普通旅費	160,442		160,442	16,493		16,493	16,493		16,493
特別旅費	48,994	264	49,258	14,147		14,147	14,147		14,147
10 交際費	3,750		3,750						
11 需用費	603,606	1,763	605,369	17,719		17,719	17,719		17,719
12 役務費	547,015	50	547,065	18,196		18,196	18,196		18,196
13 委託料	3,464,940	36,185	3,501,125	766,173	1,772	767,945	766,173	1,772	767,945
14 使用料及び賃借料	583,573	10	583,583	20,850		20,850	20,850		20,850
15 工事請負費	1,135,633	26,667	1,162,300	369,368	26,667	396,035	369,368	26,667	396,035
16 原材料費									
17 公有財産購入費	2,190,251		2,190,251						
18 備品購入費	526,510	30	526,540	11,164		11,164	11,164		11,164
負担金、補助及び交付	7,840,304	13,728	7,854,032	370,623		370,623	370,623		370,623
19 交付									
20 扶助費									
21 貸付金	160,000		160,000						
22 補償、補填及び金	2,000		2,000						
償還金、利子及び料	189,300	8,860	198,160						
23 割引									
24 投資及び出資金	3,000		3,000						
25 積立金	225,428		225,428						
26 寄付金									
27 公課費	297		297						
28 繰出金									
予備費									
計	26,900,604	88,717	26,989,321	1,895,627	28,439	1,924,066	1,895,627	28,439	1,924,066
財源									
国庫支出金	2,169,125	8,561	2,177,686						
地方債	3,251,000		3,251,000						
その他	1,477,275	9,738	1,487,013	62,801		62,801	62,801		62,801
一般財源	20,003,204	70,418	20,073,622	1,832,826	28,439	1,861,265	1,832,826	28,439	1,861,265

平成25年度11月補正予算歳入歳出事項別明細書(文化観光局)

(単位：千円)

款 項 目 節	2款 総務費			7款 商工費								
	うち文化観光局			補正前	補正額	補正後	うち文化観光局					
	2項 企画費						補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後
	2目 計画調査費											
	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後	補正前	補正額	補正後			
1 報 酬	9,378		9,378	68,380		68,380	11,049		11,049			
2 給 料				404,910		404,910	88,344		88,344			
3 職 員 手 当 等				204,050		204,050	44,520		44,520			
4 共 済 費	910		910	192,154		192,154	34,131		34,131			
5 災 害 補 償 費												
6 恩 給 及 び 退 職 年 金												
7 賃 金												
8 報 償 費	8,475		8,475	568,945		568,945	6,900		6,900			
9 旅 費	8,145		8,145	93,440		93,440	39,095		39,095			
費 用 弁 償	511		511	10,977		10,977	3,545		3,545			
普 通 旅 費	3,693		3,693	47,803		47,803	21,094		21,094			
特 別 旅 費	3,941		3,941	34,660		34,660	14,456		14,456			
10 交 際 費												
11 需 用 費	8,734		8,734	64,397		64,397	30,910		30,910			
12 役 務 費	10,326		10,326	43,413		43,413	16,866		16,866			
13 委 託 料	716,419	1,772	718,191	699,032	14,100	713,132	336,845	14,100	350,945			
14 使用料及び賃借料	7,350		7,350	124,550		124,550	49,387		49,387			
15 工 事 請 負 費	369,368	26,667	396,035	10,000		10,000	10,000		10,000			
16 原 材 料 費												
17 公 有 財 産 購 入 費				1,000		1,000						
18 備 品 購 入 費	10,459		10,459	3,752		3,752						
19 交 付 金	219,759		219,759	8,396,677	870,432	9,267,109	452,582	1,740	454,322			
20 扶 助 費												
21 貸 付 金				1,407,656		1,407,656	41,741		41,741			
22 補 償、補 填 及 び 金												
23 債 還 金、利 子 及 び 割												
24 投 資 及 び 出 資 金				2,500		2,500						
25 積 立 金												
26 寄 付 金												
27 公 課 費												
28 繰 出 金				21,948		21,948						
予 備 費												
計	1,369,323	28,439	1,397,762	12,306,804	884,532	13,191,336	1,162,370	15,840	1,178,210			
財 国 庫 支 出 金				71,804		71,804	45,797		45,797			
源 地 方 債				58,000	258,000	316,000						
内 そ の 他	31,544		31,544	1,706,074	10,000	1,716,074	295,658	10,000	305,658			
訳 一 般 財 源	1,337,779	28,439	1,366,218	10,470,926	616,532	11,087,458	820,915	5,840	826,755			

平成25年度11月補正予算歳入歳出事項別明細書(文化観光局)

(単位:千円)

款 項 目	7款 商工費						文化観光局合計		
	うち文化観光局								
	節	3項 観光費			1目 観光費			補正前	補正額
補正前		補正額	補正後	補正前	補正額	補正後			
1 報 酬	11,049		11,049	11,049		11,049	71,798		71,798
2 給 料	88,344		88,344	88,344		88,344	198,774		198,774
3 職 員 手 当 等	44,520		44,520	44,520		44,520	100,170		100,170
4 共 済 費	34,131		34,131	34,131		34,131	83,580		83,580
5 災 害 補 償 費									
6 恩 給 及 び 退 職 年 金									
7 貸 金									
8 報 償 費	6,900		6,900	6,900		6,900	16,455		16,455
9 旅 費	39,095		39,095	39,095		39,095	74,796		74,796
費用 弁 償	3,545		3,545	3,545		3,545	8,606		8,606
普 通 旅 費	21,094		21,094	21,094		21,094	37,587		37,587
特 別 旅 費	14,456		14,456	14,456		14,456	28,603		28,603
10 交 際 費									
11 需 用 費	30,910		30,910	30,910		30,910	48,629		48,629
12 役 務 費	16,866		16,866	16,866		16,866	35,062		35,062
13 委 託 料	336,845	14,100	350,945	336,845	14,100	350,945	1,103,018	15,872	1,118,890
14 使用料及び賃借料	49,387		49,387	49,387		49,387	70,237		70,237
15 工 事 請 負 費	10,000		10,000	10,000		10,000	379,368	26,667	406,035
16 原 材 料 費									
17 公 有 財 産 購 入 費									
18 備 品 購 入 費							11,164		11,164
19 交 付 金	452,582	1,740	454,322	452,582	1,740	454,322	823,205	1,740	824,945
20 扶 助 費									
21 貸 付 金							41,741		41,741
22 補 償、補 填 及 び 金 償 還 金、利 子 及 び 割 引									
23 割 引									
24 投 資 及 び 出 資 金									
25 積 立 金									
26 寄 付 金									
27 公 課 費									
28 繰 出 金									
予 備 費									
計	1,120,629	15,840	1,136,469	1,120,629	15,840	1,136,469	3,057,997	44,279	3,102,276
財 源									
国 庫 支 出 金	45,797		45,797	45,797		45,797	45,797		45,797
地 方 債									
内 所 の 他	253,917	10,000	263,917	253,917	10,000	263,917	358,459	10,000	368,459
一 般 財 源	820,915	5,840	826,755	820,915	5,840	826,755	2,653,741	34,279	2,688,020

節 の 明 細

項 目		金額 (千円) 等
7 款	商工費	
3 項	観光費	
1 目	観光費	
負担金、補助 及び交付金	食のみやこ鳥取県PR活動支援事業補助金	1,740

緑越明許費に関する調書

【追加分】

款	項	目	事業名	予算額	翌年度繰越額	左の財源内訳				備考
						国庫支出金	その他	起債	一般財源	
2 総務費	2 企画費	2 計画調査費	鳥取県立県民文化会館等施設整備事業費	66,095	26,667				26,667	県民文化会館を会場として平成26年7月より開催予定の「第14回全国障がい者芸術・文化祭とっとり大会」までに、トイレの改修を完了する必要があるため。

文化観光局（単位：千円）

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度未までの支出額又は
支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

【追加分】

事 項	限 度 額 千円	前年度未までの支出(見込)額		当該年度以降の支出予定額		左の財源内訳				
		期 間	金 額 千円	期 間	金 額 千円	特 定 財 源			一 般 財 源 千円	
						国庫支出金 千円	地方債 千円	その他 千円		
平成25年度 観光情報提供事業委託	10,000			平成26年度	10,000					10,000
平成25年度 「ぐるっと山陰」誘客促進事業補 助	20,000			平成26年度	20,000					20,000
平成25年度 宿泊促進WEB対策事業補助	6,500			平成26年度	6,500					6,500
平成25年度 まんが王国発ソフトパワー事業 委託	37,000			平成26年度	37,000					37,000

条例名等

鳥取県手数料徴収条例の一部改正について

提出理由及び概要

1 提出理由

旅券法の一部が改正され、一般旅券の記載事項に変更があった場合は新たな旅券(記載事項変更旅券)を発給することとされたことに伴い、所要の改正を行う。

- (1) 一般旅券の記載事項の訂正に係る手数料を廃止する。
- (2) 施行期日は、旅券法の一部を改正する法律の施行日とする。

2 概要

一般旅券の名義人が、結婚等で氏名又は本籍の都道府県に変更を生じた場合、これまでは一般旅券の追記欄に、変更の記載事項をタイプ印字することで手続きしていたが、旅券法の一部改正に伴い、これが廃止され、記載事項変更旅券が新設された。

これに伴い、都道府県も一般旅券の記載事項の訂正200円(証紙)を廃止し、記載事項変更旅券を現行の限定一般旅券と同じ2,000円(証紙)とするもの。

<氏名、本籍(都道府県)に変更を生じた場合の手続き>

手続き	旧	新
名称	一般旅券の記載事項の訂正	記載事項変更旅券
方法	持参された一般旅券の追記欄に変更後の氏名、本籍をタイプ印字	変更前の旅券の返納を受けた上、新たな旅券を交付
IC部分	非対応	対応
有効期間	訂正した一般旅券の残存期間	返納された一般旅券の残存有効期間と同一の期間で交付
手数料	一般旅券の記載事項の訂正 (金額) 国(印紙) 700円 都道府県(証紙) 200円 合計 900円	限定一般旅券 (金額) 国(印紙) 4,000円 都道府県(証紙) 2,000円 合計 6,000円

3 施行期日

施行期日は、旅券法の一部を改正する法律の施行日とする。

鳥取県手数料徴収条例の一部を改正する条例

鳥取県手数料徴収条例（平成12年鳥取県条例第37号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(手数料の徴収)</p> <p>第2条 次の各号に掲げる事務については、申請その他の行為により当該事務をすることを求める者から、当該各号の事務に応じて別に定める期限までに、当該各号に定める額の手数料を徴収する。</p> <p>(1)・(1の2) 略</p> <p><u>(2)</u> 略</p> <p><u>(3)</u> 略</p> <p><u>(4)</u> 略</p> <p><u>(5)</u> 略</p> <p>(6)～(328) 略</p> <p>2 略</p>	<p>(手数料の徴収)</p> <p>第2条 次の各号に掲げる事務については、申請その他の行為により当該事務をすることを求める者から、当該各号の事務に応じて別に定める期限までに、当該各号に定める額の手数料を徴収する。</p> <p>(1)・(1の2) 略</p> <p><u>(1の3)</u> 略</p> <p><u>(2)</u> 略</p> <p><u>(3)</u> 略</p> <p><u>(4)</u> 略</p> <p><u>(5)</u> <u>旅券法施行令第4条第1項の規定により処理することとされている旅券法第10条第1項ただし書の規定に基づく一般旅券の記載事項の訂正 1件につき200円</u></p> <p>(6)～(328) 略</p> <p>2 略</p>

附 則

この条例は、旅券法の一部を改正する法律（平成25年法律第69号）の施行の日から施行する。

件名	公の施設の指定管理者の指定（鳥取県立県民文化会館（とりぎん文化会館））について
提出理由及び概要	<p>1 提出理由 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する公の施設の指定管理者を指定することについて、同条第6項の規定により、本議会の議決を求める。</p> <p>2 概要</p> <p>（1）公の施設の名称 鳥取県立県民文化会館（とりぎん文化会館）</p> <p>（2）指定管理者 鳥取市尚徳町101番地5 公益財団法人鳥取県文化振興財団 理事長 中 永 廣 樹</p> <p>（3）指定の期間 平成26年4月1日から平成31年3月31日まで（5年間）</p> <p>（4）理由 県民文化会館（とりぎん文化会館）の管理業務を効果的かつ効率的に行うため、公益財団法人鳥取県文化振興財団を指定管理者として指定しようとするものである。</p> <p>（参考）選定方法：指名</p>

文化観光局指定管理候補者審査委員会審査報告書
(とりぎん文化会館(鳥取県立県民文化会館))

文化観光局指定管理候補者審査委員会(以下「審査委員会」という。)として、次のとおりとりぎん文化会館の指定管理者候補者を鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例第5条の基準に基づいて審査した。

1 指定管理候補者

法人名：公益財団法人鳥取県文化振興財団
代表者：理事長 中永 廣樹
所在地：鳥取市尚徳町101-5

2 指定期間 平成26年4月1日から平成31年3月31日まで(5年間)

3 委託料の額

1,178,525千円…(1)(債務負担行為額 1,178,525千円)
[参考]単年度委託料の額((1)÷5年) 235,705千円

4 審査結果

とりぎん文化会館の指定管理者の指定に当たっては、上記団体を指名し、審査委員会において指定手続条例第5条の基準に基づき総合的に審査した結果、施設の設置目的を深く理解した上で事業検討がなされている点や利用者の視点に立ったサービス向上策、またこれまでの実績や経営基盤の安定性も評価されることから、指定管理候補者として適当と認められる。

5 審査の経緯

(1) 審査委員

氏名	所属等
大久保 計良(委員長)	西日本税理士法人幸町事務所税理士
北川 扶生子(副委員長)	鳥取大学地域学部准教授
菊池 ひみこ(委員)	鳥取県総合芸術文化祭実行委員会メイン事業プロデューサー
本城 美佐子(委員)	鳥取県文化団体連合会常任理事
安本 俊夫(委員)	鳥取県文化観光局副局長

(2) 開催経緯

- ア 第1回審査委員会；平成25年8月6日(火)
指定管理者制度及びとりぎん文化会館の概要説明、審査項目等の審議
- イ 第2回審査委員会；平成25年10月24日(木)
面接審査の実施後、採点及び採点結果の審議、指定管理候補者の選定

(3) 審査基準

	審査基準	審査の項目	配点
1	施設の平等な利用を確保するのに十分なものであること。 (指定手続条例第5条第1号)	管理の基本的な考え方の適合性 (施設設置目的の理解、管理運営の方針)	配点なし (必須)
2	施設の効用を最大限に発揮させるものであること。 (指定手続条例第5条第2号)	1 施設の設置目的に沿ったサービス・事業の内容 (1) 文化団体等が行う催物に対して、文化芸術や舞台技術に関する専門知識を有する職員による助言・支援 (2) アウトリーチ活動、文化活動者の発掘・育成をはじめとする育成・創造型事業の実施(中長期的な取組方針、事業計画、収支計画)	60点

		<p>(3) 施設を利用して行う芸術文化事業の実施（事業計画、収支計画、偏りのないジャンル構成）</p> <p>(4) 県内公立文化施設への指導的役割を果たすための方策</p> <p>(5) 文化芸術情報の発信に関する取組</p> <p>(6) サービスの向上策と利用促進に向けた取組（営業活動、顧客開拓、接遇向上等）</p> <p>2 管理の基準 開館時間、休館日、利用料金等の設定、個人情報保護、情報の公開</p> <p>3 施設設備の維持及び衛生管理の水準の妥当性 施設設備の維持管理・衛生管理、外部委託の考え方、省エネルギー・省資源への取組</p> <p>4 事故・事件の防止措置、緊急時の対応の妥当性 火災・盗難・災害などの事故・事件の防止、緊急時の体制・対応、利用者の苦情等トラブルの未然防止と対処方法</p> <p>5 利用者等の要望の把握の妥当性</p> <p>6 芸術文化事業にかかる自己評価手法の妥当性</p>	
3	管理に係る経費の効率化が図られるものであること。 (指定手続条例第5条第2号)	1 収支計画及び積算内容	10点
4	管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有しており、又は確保できる見込みがあること。 (指定手続条例第5条第3号)	<p>1 組織及び職員の配置等 管理運営の組織・職員の職種等、日常の職員配置、人材育成</p> <p>2 専門職員の配置 安全、安心な施設の利用を担保するための維持管理を担える職員及び芸術文化事業や活動者に適切な支援を実施していくために必要な職員の配置</p> <p>3 法人の財政基盤、経営基盤 中長期の計画に基づき継続して事業を実施できる財政基盤、経営基盤を有すること</p> <p>4 関係法令に係る監督行政機関からの指導等の状況</p> <p>5 法人の社会的責任の遂行状況 (1) 障がい者雇用の状況 (2) 男女共同参画推進企業の認定の状況 (3) ISO・TEASの認証等の状況</p> <p>6 管理運営実績評価</p>	30点

(4) 審査結果及び意見

審査基準 (配点)	審査結果 (平均点)	主な審査意見
1 施設の平等な利用を確保するのに十分なものであること。 (適/不適)	適	○「県の文化振興」という財団のミッションと県民文化会館の設置目的について深く理解し、自らの事業内容を検討しており評価できる。
2 施設の効用を最大限に発揮させるものであること (60点)	53.0点	<p>○ホールなどの文化利用部分について、施設そのものが有する不備も工夫と知恵で克服する努力が感じられる。</p> <p>○利用率向上、利便性について各種意見を参考にして機動的に対応しており評価できる。</p> <p>○利用者目線でのトータルアドバイス（利用例の紹介や効率的な利用提案等）などは、不慣れな利用者にとっても心強いサービスだと思われる。</p>

		<p>○若い世代を中心に人材の育成を行っていくことは、文化振興に大きな効果が期待できるので引き続き充実させて欲しい。また育成人材の積極活用等によりこの領域のさらなる開拓を期待する。</p> <p>○県・国内外問わずダイナミックに人材の育成事業を展開し、早期に有用な人材を育成して欲しい。また、そういった取組を一般に周知、アピールして周囲に刺激を与え、文化に関わる県民の増加につなげてもらいたい。</p> <p>○事業計画の基本方針の一つである人材育成についても、県内の文化施設、学校園、各種団体、医療・福祉施設などとの連携をさらに進め、継続性の強化に努めていただきたい。</p>
3 管理に係る経費の効率化が図られるものであること (10点)	9.2点	<p>○収支計画については、特に問題ないものと認められる。</p> <p>○ボランティアの活用は、経費節減のみでなく生涯教育や異世代間の交流、地域のコミュニティ形成などの面においても大きな社会的意義を持っている。</p> <p>○鳥取県の文化振興の拠点たる中核的施設として、限られた職員数・予算の中で様々な先進的事業を積極的に進めている点は高く評価できる。</p>
4 管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有しており、又は確保できる見込みがあること (30点)	21.4点	<p>○組織の規模も大きく、財務内容については特に問題ないものと認められる。</p> <p>○当該施設が県内文化活動の中心、柱であって欲しいと常に思っているため、職員の雇用と育成の継続性を重点課題にして頂きたい。</p> <p>○職員のスキルの育成・維持、文化の担い手育成の継続性という点は、有期限の指定管理者制度のもとで宿命的なあい路とも言えるが、これらについても客観的に自己評価し、努力をしている。</p>
総合評価 (100点)	83.6点	

6 指定管理候補者の事業計画の概要

(1) 施設の目的に沿ったサービス・事業の内容

- 職員をOJT研修、外部研修に積極的に参加させることで、職員の専門性の習得を図るとともに、その知識及び技能を活かし利用者等に対する積極的な助言、支援を実施。
 - ・施設利用者の実施事業に係る助言、支援
 - ・地域の文化団体等が当該施設以外の施設で実施する公演等に対する助言、支援
 - ・舞台芸術やアートマネージャー等を志す大学生らを対象とした舞台技術実習
- 優れた創造作品の制作、年齢や障がいの有無を問わない体験機会の提供、県内に伝わる郷土芸能の伝承者やアートマネジメント人材の育成等を行い、地域と共に新しい文化芸術を創造。
 - ・県民からの公募に基づく舞台公演を県民とともにプロデュースし、上演
 - ・学生を対象とした吹奏楽や演劇ワークショップの実施
 - ・教育機関や福祉施設等を対象とした質の高い文化芸術の出張公演
- 県内公立文化施設に対する指導的役割として、公立文化施設職員を対象とした研修の開催や各種情報提供、職員の出張派遣による技術支援等を実施。
- 県内の文化芸術情報を集約し、県民が知りたい情報を簡便に入手できる文化芸術情報サイトを新たに構築し、運営。

(2) サービスの向上策と利用促進に向けた取組

- 潜在的な鑑賞者の掘り起こしに繋がるようチケット設定（学生とその家族のセット割引等）を工夫。
- 利用者への利用例の紹介や効率的な利用の提案、助言などのトータルアドバイスを実施。
- 顧客開拓のため過去の利用者や行政機関、民間企業等への訪問活動を実施。
- 施設を身近に感じていただくためホール探検ツアーやコンサートピアノの演奏体験等の事業を実施。
- Wi-Fiスポットの整備や鑑賞者に対する子ども用シートクッション、ひざ掛けの貸し出しなどきめ細やかなサービスを実施。

(3) 開館時間・休館日

以下のとおり現行どおりの運営とする。ただし、利用者の要請に対し柔軟に対応する。

- ・開館時間：午前9時から午後10時まで
- ・休館日：第1、第3月曜日を除く月曜日（ただし、月曜日が国民の祝日に当たる場合は、その直後の休日でない日）及び12月29日から1月3日まで

(4) 利用料金・減免事項

利用料金及び減免事項（文化団体・障がい者・学校減免）は現行どおりとする。

(5) 省エネルギー・省資源への取組

従来から取り組んできた、節電、節水、効率的な運用、廃棄物発生抑制等の省エネルギー・省資源化を継続して進めていくとともに、常に環境負荷軽減に配慮した管理業務に努める。

- ・電力デマンド（最大需要電力）制御の徹底
- ・LED照明、照明センサー制御、太陽光発電等の積極導入
- ・鳥取県版環境管理システム（TEAS II）に沿った省エネルギー・省資源化の取組

件 名	公の施設の指定管理者の指定（鳥取県立童謡館）について
提 出 理 由 及 び 概 要	<p>1 提出理由 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する公の施設の指定管理者を指定することについて、同条第6項の規定により、本議会の議決を求める。</p> <p>2 概要</p> <p>（1）公の施設の名称 鳥取県立童謡館</p> <p>（2）指定管理者 鳥取市西町三丁目202番地 公益財団法人鳥取童謡・おもちゃ館 理事長 林 由紀子</p> <p>（3）指定の期間 平成26年4月1日から平成31年3月31日まで（5年間）</p> <p>（4）理由 童謡館の管理業務を効果的かつ効率的に行うため、公益財団法人鳥取童謡・おもちゃ館を指定管理者として指定しようとするものである。</p> <p>（参考）選定方法：指名</p>

文化観光局指定管理候補者審査委員会審査報告書 (鳥取県立童謡館)

文化観光局指定管理候補者審査委員会（以下「審査委員会」という。）として、次のとおり鳥取県立童謡館（以下「童謡館」という。）の指定管理候補者を鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例（以下「指定手続条例」という。）第5条の基準に基づいて審査した。

1 指定管理候補者

公益財団法人鳥取童謡・おもちゃ館 理事長 林 由紀子
(鳥取市西町三丁目202番地)

2 指定期間 平成26年4月1日から平成31年3月31日まで(5年間)

3 委託料の額

363,075千円・・・(1)(債務負担行為額 363,075千円)
[参考] 単年度委託料の額(1)÷5年 72,615千円

4 審査結果

童謡館の指定管理者の指定に当たっては、上記団体を指名し、審査委員会において指定手続条例第5条の基準に基づき総合的に審査した結果、施設の設置目的や多面的な施設の性格を理解した上での独自の事業への取組や新たなサービス向上及び利用促進策、また、これまでの実績や経営基盤の安定性も評価されることから、指定管理候補者として適当と認められる。

5 審査の経緯

(1) 審査委員

氏名	所属等
大久保 計良(委員長)	西日本税理士法人幸町事務所税理士
北川 扶生子(副委員長)	鳥取大学地域学部准教授
岡部 哲彦	鳥取市企画推進部次長
木村 祐子	NPO法人子ども未来ネットワーク理事
八百谷 和子	八百谷コミュニケーションオフィス代表
安本 俊夫	鳥取県文化観光局副局長

(2) 開催経緯

- ア 第1回審査委員会；平成25年8月6日(火)
指定管理者制度及び童謡館の概要説明、審査項目等の審議
- イ 第2回審査委員会；平成25年10月24日(木)
面接審査の実施後、採点及び採点結果の審議、指定管理候補者の選定

(3) 審査基準

	審査基準	審査の項目	配点
1	施設の平等な利用を確保するのに十分なものであること。 (指定手続条例第5条第1号)	管理の基本的な考え方の適合性 (施設設置目的の理解、管理運営の方針)	配点なし (必須)
2	施設の効用を最大限に発揮させるものであること。 (指定手続条例第5条第2号)	1 施設の設置目的に沿ったサービス・事業の内容 (1) 童謡館の資料収集、保管、公開及び活用方法 (2) 収集資料等の調査研究及び成果発表 (3) 童謡・唱歌をテーマにした文化事業の実施(事業計画、収支計画)	55点

		<p>(4) 鳥取世界おもちゃ館と共同した文化事業の実施(事業計画、収支計画)</p> <p>(5) サービスの向上策と利用促進に向けた取組(営業活動、顧客開拓、接遇向上等)</p> <p>(6) 関係機関等との連携、調整</p> <p>2 管理の基準 開館時間、休館日、利用料金等の設定、施設の利用促進策、個人情報保護、情報の公開</p> <p>3 施設設備の維持及び衛生管理の水準の妥当性 施設設備の維持管理・衛生管理、外部委託の考え方、省エネルギー・省資源への取組</p> <p>4 事故・事件の防止措置、緊急時の対応の妥当性 火災・盗難・災害などの事故・事件の防止、緊急時の体制・対応、利用者の苦情等トラブルの未然防止と対処方法</p> <p>5 利用者等の要望の把握の妥当性</p>	
3	管理に係る経費の効率化が図られるものであること。 (指定手続条例第5条第2号)	1 収支計画及び積算内容	10点
4	管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有しており、又は確保できる見込みがあること。 (指定手続条例第5条第3号)	<p>1 組織及び職員の配置等 管理運営の組織・職員の職種等、日常の職員配置、人材育成</p> <p>2 専門職員の配置 安全、安心な施設の利用を担保するための維持管理を担える職員及び調査研究や文化事業等を行うための専門的知識を有する職員の配置</p> <p>3 法人の財政基盤、経営基盤 継続して事業を実施できる財政基盤、経営基盤を有すること。</p> <p>4 関係法令に係る監督行政機関からの指導等の状況</p> <p>5 法人の社会的責任の遂行状況 (1) 障がい者雇用の状況 (2) 男女共同参画推進企業の認定の状況 (3) ISO・TEASの認証等の状況</p> <p>6 管理運営実績評価</p>	35点

(4) 審査結果及び意見

審査基準 (配点)	審査結果 (平均点)	主な審査意見
1 施設の平等な利用を確保するのに十分なものであること。 (適/不適)	適	○年間を通じた各種イベントや資料収集、調査研究など、設置目的である童謡・唱歌の普及啓発への努力が感じられる。
2 施設の効用を最大限に発揮させるものであること (55点)	45.3点	○複合施設、展示施設、体験施設といった多面的な施設の性格を理解した独自の新事業への取組が評価できる。 ○観光施設としての性格を考慮して、他施設と連携した割引やパンフレット、地図の配布に取り組んでいることは評価

		<p>できる。今後ツアー組込みや周遊ルートの提案など、継続して積極的に取り組むことを期待する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○県内文化施設・学校園・各種団体・サークル等との連携を今後も積極的に進めていただきたい。 ○他の施設との相互割引制度、県民の日等の無料開放など新たなサービス向上をPRして入館者増につなげてほしい。 ○各種イベントのボランティア講師は広く公募しても良いのでは。講師になりたい人々の活躍の場となることで、それがまた来場者の増加にも結びつくのではないか。 ○調査・研究の使命を果たしつつ、観光施設としての入館者増に向けて年度毎の「テーマ性」を明らかにし、「童謡・唱歌の拠点施設」としての知名度を県内外において高める取組を強化していただきたい。 ○唱歌「ふるさと」誕生100周年ほかの記念事業を契機に今までにない県内外へのアピールを期待。新しい事業にぜひチャレンジしてほしい。 ○リピーターの確保や入館者数の維持・拡大のためにもアンケート等による一層のニーズの把握と、その展示内容や事業内容への確実な反映を図られたい。
3 管理に係る経費の効率化が図られるものであること (10点)	9.2点	<ul style="list-style-type: none"> ○収支計画については特に問題ないものと認められる。 ○ボランティアの参加は、経営面でのメリットに留まらず異世代間の文化継承、地域コミュニティの活性化といった大きな社会的意義がある。ぜひ今後も積極的にボランティアの育成に努めていただきたい。
4 管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有しており、又は確保できる見込みがあること (35点)	23.7点	<ul style="list-style-type: none"> ○財務内容については、特に問題ないものと認められる。 ○ボランティアの活用や内部組織の改編などに積極的に取り組む姿勢が評価できる。 ○リピーター客増のためには受付業務担当職員の接客の質向上は欠かせない。しかし職員の資質向上のための研修の必要性についての認識が不足していると感じた。○J Tとしての朝礼に加えて、変化する時代に応じた人材育成研修を導入し、お客様が必ずまた来館したくなる接客を目指して欲しい。顧客心理、接客スキル、メンタルヘルスなど、安心して受付業務ができるよう学びのシステムを構築し、職員の資質向上&リピーター客増を実現するという方法もある。 ○専門経験豊かな職員の増員や継続雇用が望まれる。 ○専門スタッフの力量向上のために学習できる機会をぜひ与えてあげて、人材育成に力を入れてほしい。
総合評価 (100点)	78.2点	

6 指定管理候補者の事業計画の概要

(1) 施設の目的に沿ったサービス・事業の内容

- 童謡・唱歌資料収集委員会の意見を参考にしながら童謡・唱歌に関する優れた資料を広く収集するとともに、大学等との連携を図りながらその調査研究を進め、当該研究の成果について企画展を開催するなどして成果の全国発信、童謡・唱歌の普及啓発に取り組む。

- 「童謡・唱歌のふるさと鳥取」として優れた文化的遺産を次世代に継承していくため、参加・体験型の事業等を企画実施し、童謡・唱歌の普及啓発に取り組む。
 - ・童謡館木造教室における唱歌教室の開催
 - ・わらべ館童謡・唱歌推進員が県内外に出向き童謡コンサートを開催
 - ・唱歌「ふるさと」誕生100年記念事業、わらべ館創立20周年記念事業等の実施
- 鳥取世界おもちゃ館との複合施設としての特性を活かし、両館の魅力を伝えるため子どもから高齢者までを対象とした各種イベントを実施。
 - ・親子連れを対象にテレビ放映等の機会が少なく比較的知られていないが質の高い、音楽やおもちゃに関連する映画作品の上映
 - ・館内外における歌やゲーム、工作など子どもが直接参加して楽しめるイベントの開催
 - ・休日を中心に、拍子木、衣装、自転車など小道具に凝った紙芝居劇場を館内外で開催
 - ・童謡・唱歌とおもちゃに関する調査研究の成果や収集した資料等について簡単に紹介するコーナーを月替わりでエントランスホールに設置

(2) サービスの向上策と利用促進に向けた取組

- 接遇にかかる研修や日々の相互確認により接客サービスの質を高めるとともに、顧客満足の視点から日々の業務の改善、サービスの向上に努める。
- 地域に開かれ、また地域に密着した施設として紙芝居や遊び、唱歌教室等の各種イベントにおける講師やサポートを務めるボランティアの募集と育成を実施。
- ホームページ上のコンテンツである「わらべ館日記」や新聞、観光情報誌等の活用によるイベント等に関するきめ細かい情報発信を実施。
- 近隣の小学校や幼稚園、保育所等の訪問による利用促進活動や県外の旅行代理店やバス会社等の訪問による団体客の誘致を実施。
- 県内の類似施設や近隣の文化・観光施設と連携した情報発信や相互割引制度を実施。

(3) 開館時間・休館日

以下のとおり現行どおりの運営とする。ただし、ゴールデンウィークや夏季は時間延長を行う。

- ・開館時間：午前9時から午後5時まで
- ・休館日：8月を除く毎月第3水曜日及び12月29日から1月1日まで

(4) 利用料金・減免事項

利用料金は現行どおりとする。減免事項は現行（障がい者・学校・外国人・友の会減免ほか）に加え、新たにわらべ館創立記念日及び鳥取県民の日の無料開放を実施する。

<利用料金>

区分	個人	備考
個人（学生又は一般）	250円/人	おもちゃ館分と併せて500円
団体（学生又は一般、20名以上）	200円/人	おもちゃ館分と併せて400円

(5) 省エネルギー・省資源への取組

こまめな冷暖房の管理や消灯、アイドリングストップなど従来からの省エネルギー・省資源化を継続して進め、環境負荷の軽減に取り組む。

件 名	公の施設の指定管理者の指定（鳥取県立米子コンベンションセンター）について
提 出 理 由 及 び 概 要	<p>1 提出理由 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する公の施設の指定管理者を指定することについて、同条第6項の規定により、本議会の議決を求める。</p> <p>2 概要</p> <p>（1）公の施設の名称 鳥取県立米子コンベンションセンター</p> <p>（2）指定管理者 米子市末広町294番地 公益財団法人とっとりコンベンションビューロー 理事長 長谷川 泰 二</p> <p>（3）指定の期間 平成26年4月1日から平成31年3月31日まで（5年間）</p> <p>（4）理由 米子コンベンションセンターの管理業務を効果的かつ効率的に行うため、公益財団法人とっとりコンベンションビューローを指定管理者として指定しようとするものである。</p> <p>（参考）選定方法：指名</p>

文化観光局指定管理候補者審査委員会審査報告書 (鳥取県立米子コンベンションセンター)

文化観光局指定管理候補者審査委員会（以下「審査委員会」という。）として、次のとおり鳥取県立米子コンベンションセンター（以下「センター」という。）の指定管理候補者を鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例（以下「指定手続条例」という。）第5条の基準に基づいて審査した。

1 指定管理候補者

公益財団法人とっとりコンベンションビューロー 理事長 長谷川 泰二
(米子市末広町294番地)

2 指定期間 平成26年4月1日から平成31年3月31日まで（5年間）

3 委託料の額

642,504千円・・・(1) (債務負担行為額 653,680千円)
[参考] 単年度委託料の額 ((1) ÷ 5年) 128,501千円

4 審査結果

センターの指定管理者の指定に当たっては、上記団体を指名し、審査委員会において指定手続条例第5条の基準に基づき総合的に審査した結果、サービス向上、利用促進等の点で利用者の視点に立った改善の努力や創意工夫、施設の管理運営を通じた社会貢献への強い意欲も感じられ、これまでの実績や経営基盤の安定性も評価されることから、指定管理候補者として適当と認められる。

5 審査の経緯

(1) 審査委員

氏 名	所 属 等
大久保 計良 (委員長)	西日本税理士法人幸町事務所税理士
北川 扶生子 (副委員長)	鳥取大学地域学部准教授
本城 美佐子	鳥取県文化団体連合会常任理事
伊坂 明	皆生温泉旅館組合青年部会長
大江 淳史	米子市経済部長
安本 俊夫	鳥取県文化観光局副局長

(2) 開催経緯

ア 第1回審査委員会；平成25年8月7日（水）

指定管理者制度及びセンターの概要説明、審査項目等の審議

イ 第2回審査委員会；平成25年10月11日（金）

面接審査の実施後、採点及び採点結果の審議、指定管理候補者の選定

(3) 審査基準

	審 査 基 準	審 査 の 項 目	配 点
1	施設の平等な利用を確保する のに十分なものであること。 (指定手続条例第5条第1号)	管理の基本的な考え方の適合性 (施設設置目的の理解、管理運営の方針)	配点 なし (必須)

2	施設の効用を最大限に発揮させるものであること。 (指定手続条例第5条第2号)	(ア) 施設の設置目的に沿ったサービス・事業の内容(サービス向上策、利用促進策等) (イ) 施設の管理運営を通じた社会貢献の考え方(アフターコンベンションの充実、県内企業・宿泊施設等の利用促進、地域経済の発展・文化振興等を推進するための取組み等) (ウ) 施設管理の妥当性(施設設備の維持管理、衛生管理等) (エ) 料金設定等の妥当性(開館時間、休館日の設定、利用料金等) (オ) 事故・事件の防止措置、緊急時の対応の妥当性 (カ) 個人情報保護等への対応の妥当性 (キ) 利用者等の要望の把握及び対応方針の妥当性	55点
3	管理に係る経費の効率化が図られるものであること。 (指定手続条例第5条第2号)	(ア) 収支計画及び見積り内容の妥当性等	10点
4	管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有しており、又は確保できる見込みがあること。 (指定手続条例第5条第3号)	(ア) 法人の財政基盤、経営基盤の妥当性 (イ) 組織及び職員の配置等の妥当性 (ウ) 関係法令にかかる監督行政機関からの指導等の状況 (エ) 法人の社会的責任の遂行状況(障がい者雇用、男女共同参画推進企業の認定、ISO・TEASの認証等) (オ) 当該施設の管理運営状況の実績評価	35点

(4) 審査結果及び意見

審査基準 (配点)	審査結果 (平均点)	主 な 審 査 意 見
1 施設の平等な利用を確保するのに十分なものであること。 (適/不適)	適	
2 施設の効用を最大限に発揮させるものであること (55点)	48.2点	<ul style="list-style-type: none"> ○賑わい創出への参加など地域経済の発展、文化振興にも前向きであり評価できる。 ○自らコンベンション施設を管理している強みを生かして、積極的なコンベンション誘致活動を行っており、非常に評価できる。 ○専任職員による営業活動や顧客管理、利用者へのワンストップサービスや地域の催事への参画など、従来の施設管理・運営の枠を超えて積極的に活動している。 ○地域の経済・文化拠点として、自主企画事業の更なる充実、新たな展開に期待する。 ○近隣の観光事業者等との一層の連携により地元への波及効果の拡大、進展が期待できる。 ○IT化、アフターコンベンションの充実など一層のセールスポイント強化を望む。 ○インターネット発信等の広報に偏ることなく、利用者へ直接情報を届ける活動にも努められたい。 ○県東部地域への情報発信が弱い。また、文化面での更なる情報収集を望む。 ○文化、観光等幅広い関係者の意見を聞き、利用率向上に努められたい。

3 管理に係る経費の効率化が図られるものであること (10点)	8.0点	○更なる収入の安定確保のために積極的に誘致活動を行われたい。 ○サービスの充実と経費縮減のバランスを取りながら運営されたい。
4 管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有しており、又は確保できる見込みがあること (35点)	26.6点	○研修等を積極的に活用し、人材育成を行っている。
総合評価 (100点)	82.8点	

6 指定管理候補者の事業計画の概要

(1) 利用者に対するサービス向上策

- ホームページ、地元メディアを通じた情報提供
- コンベンション等の開催に当たって発生する受付、通訳、観光案内等のサポート提供
- 会議等の看板作成、ゴミ処理、ピアノ調律、大会運営用品の貸出及び会議室レイアウトサービス等、利用者の利便性向上のための有料ワンストップサービスの拡充
- パソコン、コピー機及びファクシミリ等を備えたビジネスコーナーの新設

(2) 施設の管理運営を通じた社会貢献

- アフターコンベンションの充実、県内企業・宿泊施設等の利用促進
 - ・大会主催者へ宿泊・アフターコンベンションの情報サービス、アトラクションの紹介、季節ごとの観光情報などの提供
 - ・財団の賛助会員企業へ大会・会議の開催情報の提供
 - ・観光マップ、ナイトマップ、ランチマップを利用者に提供
- 地域貢献活動への取組
 - ・中海アダプトプログラム活動及びラムサール条約中海一斉清掃への参加等

(3) 自主企画事業の実施

- 施設の舞台裏を見学体験できるツアーや音楽鑑賞会に、様々なジャンルで活動する者同士の交流の機会を提供する「ビッグシップ交流市場」を加え、賑わい創出を目的とした新規企画「ビッグシップ航海デー」の実施
- 演奏会とアートギャラリーを組み合わせた「ビッグシップナイトクルージング」の開催
- 西部地区の高校演劇部員を対象とした演劇ワークショップの開催
- 地域で活躍する文化団体に発表の場を提供する展示会「アート交流ひろば」の開催

(4) 他の文化施設等との連携

- 公益財団法人鳥取県文化振興財団実施事業やとりアート事業への支援及び同財団との意見交換を通じた連携
- 隣接する米子市文化ホールとの協力による立地地域の賑わい創出
- 県西部の各ホールとの広報連携や備品貸出等の支援
- 県立観光施設等との連携による県外来館者の県内周遊機会の創出

(5) 開館時間・休館日

- 以下のとおり現行どおりの運営とする。ただし、利用者の要請に対し柔軟に対応する。
- 開館時間：午前9時から午後10時まで
 - 休館日：毎年12月29日から1月3日まで（年末年始）

(6) 利用料金・減免事項

- 利用料金及び減免事項（文化団体・障がい者・学校減免）は現行どおりとする。

(7) 施設の利用促進策

- 誘致部門との連携による大型コンベンションの獲得
- 展示会やコンサート利用者への定期訪問など継続した営業活動の実施
- 予約管理システムを活用した顧客管理・情報分析の実施によるマーケティング強化
- 独自財源によるコンベンション開催助成金「地域振興助成金」の交付

(8) 省エネルギー・省資源への取組

- 部分消灯の実施及びLED照明導入による省電力化
- ライトダウンキャンペーンへの継続参加
- 鳥取県版環境管理システム（TEAS II）の取組による環境影響項目（電気、A重油等）の削減

件名	公の施設の指定管理者の指定 (鳥取県立夢みなとタワー) について
提出理由及び概要	<p>1 提出理由 地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第244条の2第3項に規定する公の施設の指定管理者を指定することについて、同条第6項の規定により、本議会の議決を求める。</p> <p>2 概要</p> <p>(1) 公の施設の名称 鳥取県立夢みなとタワー</p> <p>(2) 指定管理者 鳥取市栄町606番地 一般財団法人鳥取県観光事業団 理事長 衣笠克則</p> <p>(3) 指定の期間 平成26年4月1日から平成31年3月31日まで (5年間)</p> <p>(4) 理由 夢みなとタワーの管理業務を効果的かつ効率的に行うため、一般財団法人鳥取県観光事業団を指定管理者として指定しようとするものである。</p> <p>(参考) 選定方法: 公募</p>

文化観光局指定管理候補者審査委員会審査報告書 (鳥取県立夢みなとタワー)

文化観光局指定管理候補者審査委員会（以下「審査委員会」という。）として、次のとおり鳥取県立夢みなとタワー（以下「タワー」という。）の指定管理候補者を鳥取県公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例（以下「指定手続条例」という。）第5条の基準に基づいて審査・選定した。

1 指定管理候補者

一般財団法人鳥取県観光事業団 理事長 衣笠 克則
(鳥取市栄町606番地)

2 指定期間 平成26年4月1日から平成31年3月31日まで(5年間)

3 委託料の額

550,695千円・・・(1) (債務負担行為額 592,145千円)
[参考] 単年度委託料の額 (1) ÷ 5年 110,139千円

4 審査結果

タワーの指定管理者の指定に当たっては、1団体から応募があり、審査委員会において指定手続条例第5条の基準に基づき総合的に審査した結果、設置目的を理解し、観光及び国際交流の拠点として施設を運営する強い意欲を持ち、外国人をはじめとした多様化する利用者へのサービス向上や利用促進等の点で創意工夫が図られるとともに、これまでの実績や経営基盤の安定性も評価されることから、上記1の者が指定管理候補者として適当と認められる。

5 公募の経緯

(1) 募集期間(募集要項配布から募集締切の日まで)

平成25年8月23日(金)から同年10月7日(月)まで(現地説明会 同年9月2日(月))

(2) 応募者

応募者	所在地	代表者
一般財団法人鳥取県観光事業団	鳥取市栄町606番地	理事長 衣笠 克則

6 審査委員会の選定経緯

(1) 審査委員

氏名	所属等
大久保 計良 (委員長)	西日本税理士法人幸町事務所税理士
北川 扶生子 (副委員長)	鳥取大学地域学部准教授
川端 恵美子	米子国際交流協会事務局長
増谷 立夫	境港商工会議所副会頭
安本 俊夫	鳥取県文化観光局副局長

(2) 開催経緯

ア 第1回審査委員会；平成25年8月7日(水)

指定管理者制度及びタワーの概要説明、審査項目等の審議

イ 第2回審査委員会；平成25年10月24日(木)

面接審査の実施後、採点及び採点結果の審議、指定管理候補者の選定

(3) 選定基準

	選定基準	審査項目	配点
1	施設の平等な利用を確保するのに十分なものであること。 (指定手続条例第5条第1号)	管理の基本的な考え方の適合性 (施設設置目的の理解、指定管理者を希望する理由、 管理運営の方針)	配点 なし (必須)
2	施設の効用を最大限に発揮させるものであること。 (指定手続条例第5条第2号)	(ア) 設置目的を踏まえた方針・ビジョンの妥当性 (イ) 施設の設置目的に沿ったサービス・事業の内容 (サービス向上策、利用促進策等) (ウ) 施設管理の妥当性 (施設設備の維持管理、衛生管理等) (エ) 料金設定等の妥当性 (開館時間、休館日、利用料金等) (オ) 事故・事件の防止措置、緊急時の対応の妥当性 (カ) 個人情報保護等への対応の妥当性 (キ) 利用者等の要望の把握及び対応方針の妥当性	45点
3	管理に係る経費の効率化が図られるものであること。 (指定手続条例第5条第2号)	(ア) 収支計画、見積内容の妥当性等 (イ) 県の委託料額の多寡	30点
4	管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有しており、又は確保できる見込みがあること。 (指定手続条例第5条第3号)	(ア) 法人等の財政基盤、経営基盤の妥当性 (イ) 組織及び職員の配置等の妥当性 (ウ) 現在の施設職員の継続雇用への配慮 (エ) 関係法令に係る監督行政機関からの指導等の状況 (オ) 法人等の社会的責任の遂行状況(障がい者雇用、男女共同参画推進企業の認定、ISO・TEASの認証等) (カ) 当該施設の管理運営状況の実績評価(※申請者が当該施設の現在の指定管理者の場合のみ審査項目とする。)	25点
合計			100点

(4) 審査結果及び意見

審査基準 (配点)	審査結果 (平均点)	主な審査意見
1 施設の平等な利用を確保するのに十分なものであること (適/不適)	適	○設置目的を理解し、大交流時代において外国人観光客受入に係る中核施設としての役割を担っていくという明確なビジョンを持っている。

<p>2 施設の効用を最大限に発揮させるものであること (45点)</p>	<p>37.8点</p>	<p>○観光施設としての性格を理解し、周辺施設との連携により各種イベントを実施する等、工夫をしながら企画・運営していく点が評価できる。</p> <p>○周辺地域における国際旅客ターミナルの将来的な整備を見据え、外国人客への対応にいち早く取り組むとともに環日本海交流を意識した新しい取組を企画しており、国際交流の拠点施設としての運営が期待できる。</p> <p>○複数施設を運営する法人として、施設運営のノウハウや組織のスケールメリットを活用して誘客に取り組んでいるが、国内外の観光客のニーズに対応するため、より一層、他団体との連携やプロモーションを図りたい。</p> <p>○直営の展望軽食喫茶の運営にもう少し工夫が欲しい。</p> <p>○各種施設や学校、地元住民等とも一層連携し、地域に密着した事業運営のための具体策をさらに進めてほしい。</p> <p>○イベント等の優れた企画立案のためアンケートの活用のみならず、企画立案に係るシステムの確立や外部意見の導入等に取り組まれることを望む。</p>
<p>3 管理に係る経費の効率化が図られるものであること (30点)</p>	<p>27.6点</p>	<p>○収支計画は適切である。</p>
<p>4 管理を安定して行うために必要な人員及び財政的基礎を有しており、又は確保できる見込みがあること (25点)</p>	<p>21.0点</p>	<p>○財政基盤、経営基盤は安定しており、問題はない。</p>
<p>総合評価 (100点)</p>	<p>86.4点</p>	

7 指定管理候補者の事業計画の概要

(1) 施設の目的に沿ったサービス・事業の内容

- 地域の賑わいを創出し観光振興を図るため、境港市観光協会や周辺施設等と連携した各種イベントを実施する。実施に当たっては、境港市及び米子市の観光協会と連携した広報活動を行う。
 - ・水族館やダンボール遊園地など、地元新聞社と連携した大型イベントの開催
 - ・施設内を周回して謎解きをするイベントの開催
 - ・境港さかなセンターやみなと温泉館ほのかみなどと連携した夢みなと公園全体の賑わいを創出する「夢みなと公園まつり」の実施
 - ・親子で楽しめる映画の上映や家族で楽しめる迷路型お化け屋敷の設置
 - ・全日本美容師協会鳥取支部と連携したブライダルショーの開催
- 環日本海諸国を中心とする国内外の自然、歴史、文化等の紹介を行い観光振興に資するため、国内外の工芸品等の展示や作品紹介するとともに、イベントを開催する。
 - ・環日本海諸国の工芸品や住居模型、交流の歴史等の展示
 - ・各国の楽器・玩具体験コーナーの新設
 - ・環日本海諸国の映画上映や外国語教室の開催等によるイベントデー「国際交流の日」の新設
 - ・地域の文化団体等の作品を展示し、県民の優れた芸術作品を紹介する場を提供

(2) サービスの向上策と利用促進に向けた取組

- 館内表示や案内を多言語化することにより、外国人観光客へのサービスの充実を図る。
- 境港駅とタワーを結ぶシャトルバスを周辺施設と共同で運行し、公共交通機関利用者の二次交通を確保する。
- 水木しげる記念館をはじめとする周辺観光施設等と連携し、利用者に入館料割引券等を配布する。
- 夜間営業日を設定し、展望棟において移動喫茶の営業を行うとともに、イルミネーションスポットとして無料開放する。
- 喫茶を直営で運営し、地元食材を使用したメニューや環日本海諸国のお菓子等を提供するとともに、会議室等へのケータリングを行い、利便性の向上を図る。
- 県立施設を複数管理運営してきた実績やノウハウ及び法人の組織力を活用し、利用者の満足度向上や利用促進に努める。
 - ・複数の管理運営施設の特徴を活かした連携イベントの開催や共通割引券の発行
 - ・複数の管理運営施設での共同PR等効率的な営業活動の展開

(4) 開館時間・休館日

以下のとおり現行どおりの運営とする。ただし、設定した夜間営業日等は午後10時を限度に時間延長する。

○開館時間

- ・展望室 (4月～9月) 午前9時から午後6時まで
(10月～3月) 午前9時から午後5時まで
- ・貸館 午前9時から午後10時まで

○休館日：4月及び8月を除く毎月第2水曜日

(5) 利用料金・減免事項

利用料金は現行どおりとする。減免事項は現行(文化団体・障がい者・学校、友の会減免ほか)に加え、新たに「国際交流の日」を設定し無料開放を実施する。

<利用料金>

区分	個人	団体 (有料20名以上)
大人(高校生以上)	300円/人	240円/人
小人(小・中学生)	150円/人	120円/人

(6) 省資源・省エネルギー等環境に配慮した管理

環境に配慮した商品の優先的な購入、部分消灯や空調の小まめな切替等の取組により、環境負荷の低減に努める。